

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年7月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
忠岡 第49号	有限会社高月設備 池田 明弘	岸和田市稲葉町753番地	令和3年7月1日	令和8年9月29日